平成２７年（フ）第９９６号
大阪府藤井寺市野中１丁目242番地の２
債務者　株式会社福壽庵
代表者代表取締役　濱﨑　　宏
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
長野県下伊那郡高森町上市田559番地２
債務者　有限会社たかもり観光バス
代表者代表取締役　中塚　恒司
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人下平法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後３時30分
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１６２号
松江市北田町71番地３　くにびき住宅101、前住所福岡県北九州市門司区不老町２丁目２番19―201号
債務者　井上　敬文
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　　薫
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４６号
青森県弘前市大字大清水１丁目１番地３
債務者　佐藤　　泰
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　達三
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１５５２号
名古屋市中川区東起町３丁目17番地　ラ・メゾンエスポワール207号
債務者　清水　　忍
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩野　　徹
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８２７号
愛知県長久手市長配１丁目127番地
債務者　口分田吉弘
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７１号
埼玉県春日部市新宿新田340番地12　南桜井ガーデンＢ－９
債務者　竹内　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市新開町１丁目16番10号
債務者　野坂　久美（旧姓千寺丸）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１９６号
茨城県土浦市乙戸南２丁目14番20号
債務者　石塚　　智
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祐川　直己
4　破産債権の届出期間　平成28年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月26日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１３６号
東京都荒川区東日暮里１丁目35―４
債務者　笹尾　晴一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　充保
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３７号
東京都中央区月島２丁目４―１　ルミエール月島Ａ301
債務者　谷村　美玲（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　信寿
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３９号
東京都小平市花小金井６丁目39―２―202
債務者　今田　純一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曾我　裕介
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４０号
埼玉県新座市野寺１―６―17　ラークハウス101、住民票上の住所北海道札幌市厚別区厚別中央５条４丁目13―20
債務者　丹治　誉喬
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　伸治
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目20―12　ミモザアネックスＢ208
債務者　宮坂　竜一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　修平
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部